



知的障害教育の現在 その固有性と役割

## 知的障害教育の制度とその今日的状況

越野 和之

**要旨** わが国における知的障害教育を概的に振り返ると、養護学校義務制の実施などを経て障害の重い場合を学校教育から排除するという制約は原則として克服される一方、「二つの特別な場における教育」という枠組は今まで基本的には変わっていない。本稿ではその経過を経年的に整理して上記の概括の内実を跡づけるとともに、特別支援教育実施以後の13年間について、特別支援学校の在籍者の障害種別ごとの動向および学級規模の推移を取り上げてその特徴を検討した。その上で、通常学級における知的障害教育をめぐる問題と、義務教育の前後における知的障害教育の制度整備の課題を指摘した。

**キーワード** 知的障害教育、就学猶予・免除、養護学校義務制、「二つの特別な場」

### 1 知的障害のある子どものための学校教育制度——その概況と沿革

わが国の障害児教育制度において、知的障害のある子どもたちはどのように位置づけられてきたか。概的に振り返ると、1979年までの期間においては、知的障害の状態が重いと見られた場合を、就学猶予・免除制度を通して学校教育から排除しつつ、教育の対象であると見た場合には知的障害（当時の呼称では「精神薄弱」）児のための養護学校（現・特別支援学校）か、小・中学校に「置くことができる」とされた特殊学級（現・特別支援学級）という二つの特別な教育の場で受けとめて教育する、ということであった。その後、養護学校義務制の実施を経て、障害の重い場合を学校教育から排除するという制約は原則として克服される一方、「二つの特別な場における教育」という枠組は今まで基本的には変わっていな

い。まずこのことを、時間的な経過に沿って確かめておこう。

#### (1) 「特殊教育」の発足と就学猶予・免除体制

1947年学校教育法は、盲・聾・養護学校および特殊学級という「二つの特別な場」における障害児教育を構想した（第6章「特殊教育」）が、その対象を初めて規定したのは1953年に文部事務次官通達（文初特第303号）であった。そこでは、「精神薄弱」を「白痴・痴愚・魯鈍」に三区分し（すぐ後に見るよう、これらはそれぞれ「重度」「中度」「軽度」の知的障害に相応する）、「白痴」と見なされたものについては就学免除を、「痴愚」のうち「遅滞の程度の高度のもの」については就学猶予を、それぞれ「考慮する」とした。他方、「痴愚」のうち「軽度の者」および「魯鈍」に該当するとされた者については「養護学校に就学させ、または特殊学級に入れて指導する」という方向を示した。盲・聾学校の義務制すら未完成の時期であったとは言え、この段階では、学校教育に受けとめる場合について、障害の程度によって養護学校と特殊学級に振り分けてい

なかつたことが注目されよう。他方、この時の「判別基準」では「境界線児」（IQ 75から85）にも言及し、その教育措置としては養護学校・特殊学級にも触れつつ「普通学級」への就学の余地も残している。これとの対比で言えば、すでにこの段階で、明らかに知的障害があると見られた場合には通常学級での修学は選択肢に含まれず、もっぱら「養護学校または特殊学級」への措置が想定されていたことにも留意しておきたい。

1962年には学校教育法の特殊教育関係規定の改正に付随して同法施行令に盲聾養護学校の対象の「心身の故障の程度」が新たに定められ（22条の2、現22条の3）、養護学校の対象となる「精神薄弱者」については「一 知的発達の遅滞の程度が中度以上のもの」、「二 知的発達の遅滞の程度が軽度のもののうち、社会的適応性が特に乏しいもの」の2項目によって規定された。この際、施行令そのものには「白痴」等の語は用いられなかったが、同令を解説した文部省初等中等教育局長通達（文初特第380号）を見ると、「施行令の表精神薄弱者の項において『精神発育の遅滞の程度が中程度以上のもの』とは、痴愚、白痴程度の精神薄弱を、『精神発育の遅滞の程度が軽度のもの』とは、魯鈍程度の精神薄弱をそれぞれ指す」とした上で、先の303号通達における「白痴」等の定義をそのまま踏襲している。この時の通達では、教育措置について「…養護学校がないところにあっては、養護学校が設置されるまでの間、特殊学級において教育しても差し支えない」との注釈つきながら、「施行令の表精神薄弱者の項に規定する程度の精神薄弱者は、養護学校」、「施行令の表精神薄弱者の項に規定する程度に達しない精神薄弱者は特殊学級」という、障害の程度による対象分化の萌芽が見られること、また「就学猶予または免除について」の項を設け、「白痴、重症痴愚」を筆頭として、障害の重い場合につき「就学の猶予または免除を考慮する」としていたことも看過してはならない。

#### (2) 養護学校義務制と「特殊教育」体制の確立

その後、障害の重い子どもの教育権保障を求める声が高まる中で、政府は1973年に養護学校義務制実施の予告政令を発出し、1979年からの義務制実施を明らかにする。この養護学校義務制にむけて、先の380号通達を廃し、新たに発出されたのが1978年の初中局長通達（文初特第309号）である。その最大の特徴は、「就学猶予又は免除について」の項において「就学義務の猶予、免除の措置については慎重に行うこと」として、障害の程度等によって一律に就学猶予・免除の対象とする従来の仕組みを改めた点にあるが、他方で知的障害の対象規定について見ると、「白痴」等の語こそ用いないものの、「白痴」を「重度の精神薄弱」に、「痴愚」「魯鈍」をそれぞれ「中度」「軽度」に置き換えるのみで、内容的には従来の定義をほぼそのまま踏襲するかたちをとった。また、養護学校義務制実施に際して、380号通達にあった「特殊学級において教育しても差し支えない」との規定は削除され、「施行令の表精神薄弱者の項に規定する程度の精神薄弱者」は、「養護学校において教育する」ことが改めて明示された。養護学校義務制実施は、学校教育の権利を奪っていた障害の重い子どもたちに学校教育を保障したという点において、戦後障害児教育史の最大の画期であった。しかし、その実施にむけて発出された309号通達などに即して言えば、それは「障害の種別と程度に応じて特別な場で行う」という「特殊教育」体制のひとまずの完成という側面も持ったのである。

なお、この309号通達では、知的障害以外のすべての障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱に加え言語障害、情緒障害）について、（障害の状態が軽度である場合に限ってではあるが）「特殊学級において教育するか通常の学級において留意して指導する」と述べ、通常学級での修学の余地を残していたのに対し、知的障害のみは「施行令の表精神薄弱者の項に規定する程度に達しない精神薄弱者は特殊学級において教育する